

香芝市告示第136号

香芝市習い事・塾代助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月15日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市習い事・塾代助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

香芝市習い事・塾代助成事業実施要綱（令和8年告示第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
(登録の申請等) 第10条 〔略〕 (1) <u>習い事・塾等の運営の実態が確認できる書類</u> (2) <u>法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）</u> (3) <u>団体の規約等及び代表者が確認できる書類（法人格を有しない団体の場合に限る。）</u> (4) <u>個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人の場合に限る。）</u> (5)～(7) 〔略〕 2～6 〔略〕 (変更の届出) 第11条 〔略〕 (1) 〔略〕	(登録の申請等) 第10条 〔略〕 (1) <u>運営についての重要事項に関する規程</u> (2) <u>経営の責任者及び幹部職員の名簿（氏名、生年月日及び住所又は居所を記載したものを用いる。）</u> (3) <u>法人格を有することを証する書類（法人の場合に限る。）</u> (4) <u>定款、寄附行為その他の規約（法人又は団体の場合に限る。）</u> (5)～(7) 〔略〕 2～6 〔略〕 (変更の届出) 第11条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) <u>運営についての重要事項に関する規程</u> (3) <u>経営の責任者及び幹部職員</u> (4) <u>定款、寄附行為その他の規約（法人又は団体の場合に限る。）</u>

改 正 案	現 行
<u>(2)</u> [略] <u>(3)</u> [略] <u>(4)</u> [略] 2 [略]	<u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略] 2 [略]

[体裁の都合による空白ページ]

改 正 案

第2号様式（第10条関係）

[略]

添付書類

- ☐ 習い事・塾等の運営の実態が確認できる書類
- ☐ 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- ☐ 団体の規約等及び代表者が確認できる書類（法人格を有しない団体の場合に限る。）
- ☐ 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人の場合に限る。）
- ☐ 習い事・塾等の内容が分かる書類
- ☐ 習い事・塾等の料金が分かる書類
- ☐ その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第10条関係）

[略]

添付書類

- ☐ 運営についての重要事項に関する規程
- ☐ 経営の責任者及び幹部職員の名簿（氏名、生年月日及び住所又は居所を記載したものをいう。）
- ☐ 法人格を有することを証する書類（法人の場合に限る。）
- ☐ 定款、寄附行為その他の規約（法人又は団体の場合に限る。）
- ☐ 習い事・塾等の内容が分かる書類
- ☐ 習い事・塾等の料金が分かる書類
- ☐ その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。